

青森県報

号外第十九号

平成二十六年
三月二十八日
(金曜日)

目次

規則

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課) …… 一

告示

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程…………… (林政課) …… 二

規則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項第二号中「あすなる医療療育センター、はまなす医療療育センター、さわらび医療療育センター」を「あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター、はまなす医療療育センター」に改める。

第五十九条第二項中「千分の九百六十八・五」を「千分の九百六十七・六」に改め

る。

第六十三条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第一百五十四条第三号中「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。

第一百七十条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別記第二の第三十四条第十一項、第四十一条第二項及び第四項並びに第四十九条第三項中「冊3. 〇パーセント」を「冊2. 9パーセント」に改める。

別表第一中 「青森県立あすなる医療療育センター」を 「青森県立あすなる療育福祉センター」に改める。

「青森県立さわらび医療療育センター」

第三十九号様式、第四十号様式及び第四十二号様式中 $\frac{968.5}{1,000}$ を $\frac{967.6}{1,000}$ に改め

る。

第五十号様式を次のように改める。

附則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県財務規則第六十三条の規定は、平成二十六年度分の証紙交付手数料から適用し、平成二十五年年度分の証紙交付手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の青森県財務規則第一百五十四条及び別記第二の規定は、平成二十六年四月一日以後に締結する契約(同日前に青森県財務規則第一百五十六条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。)について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に青森県財務規則第一百五十六条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

告示

示

青森県告示第二百三十二号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の第九条中「附 3. 0（パーセント）」を「附 2. 9（パーセント）」に改める。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭